

国民年金特別会計の改革の進捗状況

【1 概要】

- 本特別会計は、国民年金事業等に関する政府の経理を明確にするため設置
- 国民年金事業は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について年金給付を行う事業
- 制度の公平・的確な運営を図るため国が管掌することが必要であり、保険事業として収支の均衡を図りつつ事業の安定的・適正な運営を行うため他の経理との区分が必要

【2 改革の方針】

- 社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、厚生保険特別会計と統合。
- 年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化等の観点から、恒久措置を講ずる。

【3 改革の進捗状況】

- 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の統合については、特別会計見直しの方向性を示すなど改革の方針を明記した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立。
- 「特別会計に関する法律」により、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し年金特別会計を設置。特別会計の統合に伴い両特別会計に設置していた業務勘定を一つに統合。
- 年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化等を図る観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずることとし、所要の改正規定を盛り込んだ社会保険庁関連法案を第166回通常国会に提出。